

経税部
だより

医業承継の形態と各ポイント

税理士 中谷 光之

団塊の世代(昭和22年〜昭和24年生まれ)に当たる医療機関の開業医、1985(昭和60)年の医療法改正による「一人医師医療法人」の理事長も含めて、世代交代を迎える時期にきています。

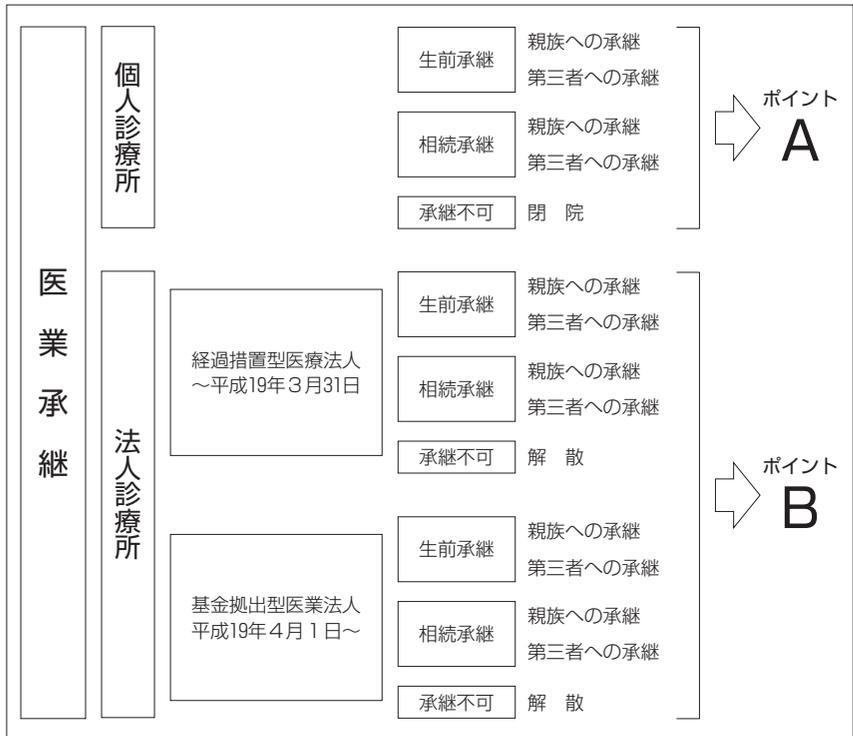
ポイントA

I. 親族への事業承継

そのような状況下、2015(平成27)年1月1日以後の相続税については、基礎控除の4割縮小や最高税率の引上げ等による増税が実施されたこともあり、医療承継への関心が高まっています。医療承継のタイミングを逃し、また手く果たせ

紙面の都合上、当該分類をA・Bに区分し各ポイントを簡略に述べていきます。

図I 医業承継の形態



有している医院経営にかかわる土地、建物、医療用機器をどのように移していくかを選択できることとなります。移動方法としては、売却(譲渡)、贈与、賃貸(レンタル)があります。したがって、税金も大きな問題となります。

参考) 親子承継を機に医院を新築・移転するケース
これは医院承継をアピールする意味で集患効果も高くなりますが、最新医療機器の導入対応、患者のニーズや年齢層の変化にも配慮しなければならず、診療圏の再調査を行うくらいの十分な検討が必要です。

個人開業医が組織変更により、「基金拠出型医療法人」を設立し、管理者及び理事長変更手続きにより実質承継する。なお、法人化の判断は図IIを参照ください。また承継ポイントは、「ポイントB」

後継者がいない場合は、閉院することも選択しなければなりません。診療所を閉院する時には大きく次の二つの手続き

①診療所の閉院に伴う行政への手続き
②スタッフ退職に伴う社会保険などの手続き

が必要で、
この点に対して、医療法人の場合には設立・解散

医療法人の承継を考えると、医療法人に承継する際には、医療法人の承継のタイミングを逃さず、承継の準備を怠らな

図II 医療法人化への移行参考資料

一人医師医療法人	
メリット	デメリット
税金・経費の負担 所得分散による節税 給与所得控除による節税 役員退職金の損金算入 生命保険加入による節税 青色欠損金の繰越(個人3年→法人10年) 経営と家計の分離	青色申告特別控除不適用(不動産所得は適用) 均等割住民税の課税(最低年7万円) 交際費 → 原則年800万円限度 厚生年金強制加入による負担増 法人の認可、設立、変更登記の負担増 決算、税務申告、知事届出費用の増加
経営等 支払基金の源泉徴収が不要 福利厚生充実(厚生年金、生命保険等) 信用力向上(銀行、医療・材料業界) 介護老人保健施設の経営 有料老人ホームの設置 分院の設置 事業承継が容易	解散の制約、残余財産の私的分配禁止 法人剰余金の配当禁止 小規模企業共済の中途解約 国民年金基金からの脱退 決算書等の公開

ポイントB

I. 医療法人の承継

医療法人の承継を考えると、医療法人に承継する際には、医療法人の承継のタイミングを逃さず、承継の準備を怠らな

医療法人の承継を考えると、医療法人に承継する際には、医療法人の承継のタイミングを逃さず、承継の準備を怠らな

II. 解散

医療法人も他の営利法人と同様に解散することが可能です。通常、法人が解散するには行政当局の許可は必要ありません。会社法の規定に従って解散手続きを粛々と進めることになりま

医療法人も他の営利法人と同様に解散することが可能です。通常、法人が解散するには行政当局の許可は必要ありません。会社法の規定に従って解散手続きを粛々と進めることになりま